【報告書裏面】
【共通項目】

取引の種類【注1】	定義	取引年月【注2】	
コード			
1	居住者による暗号資産の買入	YYYYMM	西暦年月（６桁）
2	居住者による暗号資産の売却		
3	暗号資産と他の暗号資産との交換		

【明細項目】

暗号資産の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン（BTC）	（３桁）	本省令別表第２に定める国又は地域番号	本邦通貨換算（百万円単位）
2	イーサリアム（ETH）			
3	リップル（XRP）			
4	ビットコインキャッシュ（BCC又はBCH）			
5	ライトコイン（LTC）			
6	その他			

【注１】取引の種類
居住者による暗号資産の買入を「１」、居住者による暗号資産の売却を「２」、暗号資産と他の暗号資産との交換を「３」として記入すること。

【注２】取引年月
年表示は西暦（４桁）で記入し、月表示は「０１」から「１２」までとして記入すること。

【注３】暗号資産の種類
(1) 暗号資産の売買
売買する暗号資産の種類をイ欄にのみ記入すること。
(2) 暗号資産と他の暗号資産との交換
居住者が譲り受ける暗号資産の種類をイ欄に、居住者が譲渡する暗号資産の種類をロ欄に記入すること。
（注）コード「１」～「５」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注４】非居住者の所在国等
取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第２に定める国又は地域番号により記入すること。
外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注５】取引金額
以下の取引の種類に応じた金額を記入すること（単位未満は四捨五入）。
(1) 暗号資産の売買
暗号資産の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第１号の規定により円換算の上、記入すること。
(2) 暗号資産と他の暗号資産との交換
居住者が譲り受ける暗号資産を本邦通貨に換算した額を記入すること。暗号資産の本邦通貨への換算は、本省令第36条の２第２項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「暗号資産と他の暗号資産との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。「4.」の場合には、具体的な換算の方法（レート）を記入すること。

（注）本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下この項及び次項において「新報告省令」という。）第一条第二項第一号チ並びに第十三条第五項及び第六項の規定は、令和四年六月一日以後に行われる外国為替及び外国貿易法第五十五条第一項に規定する支払等及び新報告省令第十三条第五項に規定する資本取引について適用する。

3　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに新報告省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第四十六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）及び外国為替令の一部を改正する政令（令和四年政令第百八十九号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条第一項及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十四条の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令及び輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月九日　　経済産業大臣　萩生田光一

貿易関係貿易外取引等に関する省令及び輸入貿易管理規則の一部を改正する省令

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第一条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の確認事務の実施手続）	（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続）
第八条　銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は暗号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一項第一号に規定する支払等又は同項第三号の規定に基づく令第七条第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変	**第八条**　銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一項第一号に規定する支払等又は同項第三号の規定に基づく令第七条第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変更許可証（第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、経済産業大臣の許